

(1) 第4次行財政改革大綱の策定について

①行財政改革って何で取り組むの？

地方自治体（都道府県・市町村）は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第1条の2）とされており、「最少の経費で最大の効果」（地方自治法第2条第14項）を挙げることが求められています。

そのため、自治体財政の優劣に関わらず、継続して住民サービスの向上に取り組んでいく必要があります。この取り組みを支えるものが行財政改革で、自治体を取り巻く環境や時代の潮流に対応しながら、絶えず進めていく必要があります。

②これまでの行財政改革の取組の経緯と成果

平成17年3月に合併した本市では、当初の第1次、2次は職員の定員管理の適正化や物件費の削減などを中心に行い、10年間で56億円の削減を行っています。一方で、行政サービス向上の一環として、職員育成や市民協働の推進、公共施設の適正配置、校区コミュニティの推進などを掲げていましたが、多くの取り組みが実行までには至りませんでした。

そのため、第3次では確実な進捗を目指すこと、行財政改革を進める基礎として「住民とともに進めるまちづくり」を置くことの2点を重点に、行財政改革に取り組んでいます。

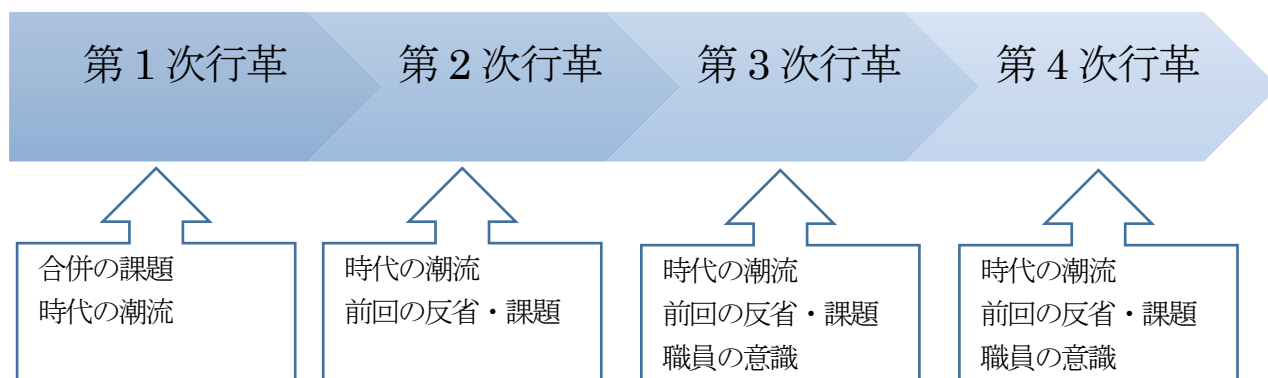
- ・第1次行政改革大綱（平成18年度～）
- ・第2次行財政改革大綱（平成22年度～）
- ・第3次行財政改革大綱（平成28年度～31年度）

③新たな行財政改革に取り組む必要性

現在、第3次の途中ではありますが、平成30年4月段階で、取り組み項目56のうち、順調に進捗している項目は23、取り組み不十分の項目は26、未着手が7と順調とはいえない状況です。

また、人口減少は一段と進み、それに伴って少子高齢化が加速化し、扶助費をはじめとする社会保障関係経費が年々増加傾向にあり、財政状況は大変厳しい状況です。

一方で、空き家・空き地対策や婚活支援、移住促進などの新たな課題も出てきており、行政の役割は拡大し、多様化しています。これらの新たな行政課題に対応していくためには、継続して行財政改革に取り組む必要があります。



④次期大綱策定の計画期間

平成 32～36 年度（予定）

平成 32 年度からの取り組みとなりますが、市の行財政運営は、前年 10 月の予算編成を基に行われることから、32 年度の予算編成時期である平成 31 年 10 月の完成を目指し、平成 30 年 10 月より 1 年かけて策定します。

⑤大綱策定の体制・進め方

（１）職員の参画

職員一人一人が考え、意識してもらうように、まずは、職員が日頃考えている率直な意見をくみ上げる「職員意向調査」を実施し、その中から課題や問題点などを洗い出し、議論した上で、全庁的に行財政改革を行っていくための施策に活かしていきます。

（２）庁内組織

副市長を本部長、教育長を副本部長とする『柳川市行財政改革推進本部』（部長級職員で構成）を設置し、第 3 次行財政改革大綱策定に向けて協議・最終決定を行います。

その推進本部の補助機関として『行財政改革推進本部ワーキングチーム』（係長以下の若手職員で構成）を開催し、本市の現状を把握・分析することで、将来の本市の行財政運営の基盤作りとなるような検討を行います。その結果については、行財政改革推進委員会などへ報告していきます。

（３）庁外組織

知識経験者や公募委員等で構成する「行財政改革推進委員会」を設置し、第 4 次行政改革大綱策定に向けて審議を行います。

（４）市民意見の反映

市民との情報共有に努めるため、委員会の傍聴やホームページでの情報公開、市民の意見を求めるパブリック・コメントなどを実施し、大綱に反映させます。

大綱策定の体制

